

奈良市公報

号外第2号 令和6年5月規則等

令和8年3月17日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

規 則

月 日	番号	件 名	主 管
5 29	34	奈良市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則	消防局総務課
5 29	35	奈良市各種検診実施規則の一部を改正する規則	健康増進課
5 29	36	奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則	市民税課
5 30	37	奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則及び奈良市会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	人事課

告 示

月 日	番号	件 名	主 管
5 13	266	奈良市私道整備事業補助金交付要綱の一部を改正する告示	道路維持課
5 14	269	奈良市親子関係形成支援事業実施要綱	子育て相談課
5 20	279	奈良市緊急時在宅高齢者支援事業実施要綱の一部を改正する告示	長寿福祉課
5 21	280	奈良市社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱の一部を改正する告示	福祉政策課

公 平 委 員 会

月 日	番号	件 名
5 13	1	奈良市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公 営 企 業

月 日	番号	件 名	主 管
5 7	10	奈良市企業局契約に関する規程の一部を改正する規程	企業総務課
5 28	11	奈良市企業局公用車管理規程の一部を改正する規程	企業総務課
5 30	12	奈良市企業局職員就業規則及び奈良市企業局会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程	企業総務課

議 会

月 日	番号	件 名
-----	----	-----

5	9	1	奈良市議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程
5	9	2	奈良市議会委員会条例に係る情報通信技術の活用に関する規程
5	9	3	奈良市議会の所管に係る奈良市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の施行に関する規程
5	30	4	奈良市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程

災害対策本部

月	日	番号	件名
5	24	1	奈良市災害対策本部規程の一部を改正する告示

規

則

奈良市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和 6 年 5 月 29 日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第 34 号

奈良市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市消防団員等公務災害補償条例施行規則（昭和 41 年奈良市規則第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 2 第 2 号中「、同法第 66 条」を「又は同法第 66 条」に改め、「又は売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）第 17 条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合」を削る。

別表第 4 常時介護を要する状態の項中「172,550 円」を「177,950 円」に、「77,890 円」を「81,290 円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「86,280 円」を「88,980 円」に、「38,900 円」を「40,600 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の奈良市消防団員等公務災害補償条例施行規則別表第 4 の規定は、令和 6 年 4 月 1 日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。
（令和 6 年 5 月 29 日揭示済）

奈良市各種検診実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和 6 年 5 月 29 日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第 35 号

奈良市各種検診実施規則の一部を改正する規則

奈良市各種検診実施規則（平成 27 年奈良市規則第 87 号）の一部を次のように改正する。

別表歯周疾患検診の項中「40 歳」を「20 歳、30 歳、40 歳」に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

（令和 6 年 5 月 29 日揭示済）

奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和 6 年 5 月 29 日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第 36 号

奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市税条例施行規則（昭和 46 年奈良市規則第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 4 号中「個人の市、県民税納税通知書」を「個人の市、県民税及び森林環境税納税通知書」に改め、同条第 8 号中「個人の市、県民税普通徴収税額変更又は決定に係る納税者への通知書」を「個人の市、県民税及び森林環境税普通徴収税額変更又は決定に係る納税者への通知書」に改める。

別記第 41 号様式（1 枚目）中「年度 市民税・県民税納税通知書」を

「
年度 市民税・県民税
森林環境税 納税通知書」に改め、同様式（2 枚目）及び（4 枚目）を次のように改める。
」

(2枚目)

年度 市民税・県民税・森林環境税の課税計算明細書									
通知書番号	整理番号		備考		課税標準額		市民税	県民税	
所得	営業等・農業	円	雑損・医療	円	所得	課税標準額	円	円	円
	不動産	円	社保・小規模	円		総所得	円	円	円
	利子・配当	円	生命保険料	円		分離長期	円	円	円
	給与(所得金額調整控除後)	円	地震保険料	円		分離短期	円	円	円
	[収入額]	円	本人障害	円		株式等・先物	円	円	円
	雑(年金・業務・その他)	円	扶養障害	円		山林	円	円	円
	[年金収入額]	円	寡・心・勤	円		調整控除額	円	円	円
	総譲・一時	円	扶養	円		配当控除額	円	円	円
	繰越損失	円	扶養控除計	円		住宅借入金等特別税額控除額	円	円	円
	計	円	配偶者	円		寄附金税額控除額	円	円	円
分離所得	長期(特控前)	円	配偶者特別	円	税額控除等	円	円	円	
	短期(特控前)	円	基礎控除	円	税額控除額等	円	円	円	
	特別控除額	円	計	円	所得割額	円	円	円	
	株式等・先物	円			均等割額	円	円	円	
	山林	円			配当割・株式譲渡所得割額控除額	円	円	円	
繰越損失	円			合計	円	円	円		
年税額(A)		給与からの特別徴収税額(B)		公的年金からの特別徴収税額(C)		差引普通徴収税額(A)-(B)-(C)		還付額	
円		円		円		円		円	

(4枚目)

納付済通知書									
加入者名	奈良市会計管理者	口座番号		合計金額		確認番号		納付区分	
取納機関番号		納付番号		税目	賦課年度	対象年度	通知書番号	期	月
氏名		整理番号		納付金額	円	延滞金	円	合計	円
		領収日付印							

奈良市 納付書(原存)		奈良市 領収証書	
加入者名	奈良市会計管理者	加入者名	奈良市会計管理者
口座番号		口座番号	
整理番号		整理番号	
通知書番号		通知書番号	
期/月		期/月	
納付金額	円	納付金額	円
延滞金	円	延滞金	円
合計金額	円	合計金額	円
納期限		納期限	
納税義務者氏名		納税義務者氏名	
領収日付印		領収日付印	

- (注) 1 4枚目以降は全期分、期別分及び随期分の領収証書、納付済通知書とし、同一の様式を使用する。
 2 余白及び裏面に、納付場所その他納付に関する説明を記載する。

別記第54号様式を次のように改める。

第54号様式

年度 市民税・県民税 徴収税額の決定(変更)通知書
森林環境税

納税義務者住所氏名

下記のとおり決定(変更)いたします。

年 月 日

奈良市長 氏 名 [印]

変更理由

Table with columns: 所得金額, 変更前の額, 変更後の額. Rows include 収入 (給与収入金額, 公的年金等収入金額), 総所得金額 (営業等・農業, 不動産, 利子・配当, 給与(所得金額調整控除後), 雑所得(年金, 業務・その他, 総合譲渡・一時)), 繰越損失額(総所得), 計.

Table with columns: 控除金額, 変更前の額, 変更後の額. Rows include 雑損・医療費, 社保・小規模, 生命保険料控除, 地震(損害)保険料控除, 障・寡・ひ・勤, 配偶者控除, 配偶者特別控除, 扶養控除, 基礎控除, 計.

Table with columns: 所得金額, 変更前の額, 変更後の額. Rows include 長期譲渡所得, 短期譲渡所得, 分離特別控除額, 株式等・先物, 上場株式等の配当等, 繰越損失額(分離).

Table for 人的控除の内訳. Columns: 扶養親族該当区分 (一親, 老親, 老親, 16歳未満, 同特別), 本人該当区分 (障害者, 未成年者, 障害者特別, 普通, 寡婦, ひとり親, 勤労学生). Rows: 変更前, 変更後.

Table with columns: 課税標準額及び算出税額, 変更前の額, 変更後の額, 差額. Rows include 課税標準 (総所得, 分離長期譲渡, 分離短期譲渡, 株式等・先物, 上場株式等の配当等), 算出所得割 (市民税, 県民税), 税額控除等 (調整控除額, 配当控除額, 住宅借入金等特別税額控除額, 寄附金税額控除額, 税額控除額等, 配当割額又は株式譲渡割額控除額), 所得割額, 均等割額, 減免額, 年税額(内 森林環境税額), 年の税額(給与からの特別徴収税額, 公的年金からの特別徴収税額, 普通徴収税額), 超過控除 (所得割より控除することができなかった控除額), 還付金相当額.

Table for 普通徴収 and 公的年金からの特別徴収税額. Columns: 期別 (第1期, 第2期, 第3期, 第4期, 随期1, 随期2), 納期限, 変更前, 変更後, 差額. Rows include 普通徴収 (本年度分の仮特別徴収税額(仮徴収), 本年度分の特別徴収税額(本徴収)), 公的年金からの特別徴収税額 (徴収月, 変更前, 変更後, 差額), 給与からの特別徴収税額 (徴収月, 変更前, 変更後, 差額).

(注) 裏面に、この通知書について不服がある場合における救済方法を記載する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の奈良市税条例施行規則別記第41号様式及び第54号様式の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市、県民税及び森林環境税について適用する。
- 3 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市税条例施行規則別記第41号様式及び第54号様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(令和6年5月29日揭示済)

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則及び奈良市会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年5月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第37号

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則及び奈良市会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(平成6年奈良市規則第59号)の一部を次のように改正する。

別表第2第19号中「7月から9月まで」を「6月から10月まで」に、「3日」を「5日(定年前再任用短時間勤務職員等にあつては、その者の勤務時間を考慮し、市長が定める時間)」に改める。

(奈良市会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 奈良市会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(令和2年奈良市規則第16号)の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「別表第3第9号」を「別表第3第12号」に改める。

別表第3第12号中「7月から9月まで」を「6月から10月まで」に改める。

附 則

この規則は、令和6年6月1日から施行する。

(令和6年5月30日揭示済)

告

示

奈良市告示第266号

奈良市私道整備事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年5月13日

奈良市長 仲川元庸

奈良市私道整備事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市私道整備事業補助金交付要綱(平成29年奈良市告示第234号)の一部を次のように改正する。

別表舗装工事の部通り抜け道路(別図のとおり私道の両端が公道に接している場合)の款最低幅員が4m以上の場合の項中「150万円」を「500万円」に改める。

別記第2号様式中「補助事業者名簿」を「補助対象者名簿」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年6月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前の奈良市私道整備事業補助金交付要綱別記第2号様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(令和6年5月13日揭示済)

奈良市告示第269号

奈良市親子関係形成支援事業実施要綱を次のように定める。

令和6年5月14日

奈良市長 仲川元庸

奈良市親子関係形成支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第21項に基づく親子関係形成支援事業として、児童との関わり方又は子育ての悩み又は不安を抱えている保護者及びその児童に対し、児童の心身の発達の状況等に応じた情報提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩み又は不安を抱える保護者同士が相互に悩み又は不安を相談、共有及び情報交換ができる場を設ける等の必要な支援を行う奈良市親子関係形成支援事業（以下「事業」という。）を実施することにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、奈良市とする。ただし、次に掲げる団体又は個人で、かつ、適切な事業の運営が確保できると認められるもの（以下「受託事業者」という。）に事業の全部又は一部を委託することができる。

- (1) 児童に関わる業務に従事していた経験があるもの
- (2) 市長が認める研修の受講歴又は資格を有するもの
- (3) その他前2号に規定するものに準ずるもの

(対象者)

第3条 事業を利用できる者は、親子の関係性に悩み若しくは不安を抱えている児童若しくは保護者又は児童との関わり方に悩み若しくは不安を抱えている保護者で、次に掲げるものとする。

- (1) 保護者に監護させることが不相当であると市長が認める児童及び保護者又はこれに該当するおそれのある児童及び保護者
- (2) 保護者の養育を支援することが特に必要と市長が認める児童及び保護者又はこれに該当するおそれのある児童及び保護者
- (3) 乳幼児健診若しくは乳児家庭全戸訪問事業の実施又は学校等関係機関からの情報提供等により市長が支援を必要と認める児童及び保護者

(事業の内容)

第4条 事業は、次に掲げる支援の全部又は一部を行うものとする。

- (1) 講義
- (2) グループワーク
- (3) 個別のロールプレイ
- (4) その他必要な支援

(利用申請)

第5条 事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、奈良市親子関係形成支援事業利用申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）を市長に提出するものとする。

2 申請書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えなければならない。

- (1) 生活保護世帯 生活保護証明書
- (2) 当該年度分（4月から6月までの間の利用にあつては、前年度分）の市区町村民税非課税世帯 非課税証明書
- (3) 当該年度分（4月から6月までの間の利用にあつては、前年度分）の市区町村民税課税世帯 課税証明書

3 前項の規定にかかわらず、申請者の同意の上で同項各号の書類により証する事実が公簿等により確認できるときは、当該書類の添付を省略することができる。

(利用の承認等)

第6条 市長は、前条の申請を受けた場合は、当該申請者の世帯の状況の確認を踏まえ、事業利用の承認又は不承認を決定し、速やかに奈良市親子関係形成支援事業利用（承認・不承認）通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の承認を受けた者（以下「利用者」という。）に関する必要な情報を受託事業者に提供するものとする。

る。

(変更及び辞退の届出等)

第7条 利用者は、申請書の記載事項に変更があった場合は、速やかにその変更があった事項を市長に届け出なければならない。

2 利用者は、事業の利用を辞退する場合は、速やかに奈良市親子関係形成支援事業利用辞退届出書(別記第3号様式)により市長に届け出なければならない。

(利用承認の取消)

第8条 市長は、利用者が第3条の要件に該当しなくなった場合は、当該利用者に係る利用の承認を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により利用の承認を取り消した場合は、その旨を利用者に通知するものとする。

(調査)

第9条 市長は、必要に応じ、事業の実施状況について、受託事業者に報告を求め、又は実地に調査することができる。

(秘密の保持等)

第10条 受託事業者及び受託事業者の従事者(従事していた者を含む。)は、事業の業務上知り得た事項を正当な理由なく他に漏らし、又は自己の利益のために使用し、若しくは不当な目的に使用してはならない。

2 受託事業者は、事業の実施に当たり、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定に基づき、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年5月14日から施行する。

別記
第1号様式(第5条関係)

年 月 日

(宛先) 奈良市長

申請者 住所
(利用保護者)
氏名
電話

奈良市親子関係形成支援事業利用申請書

奈良市親子関係形成支援事業の利用について、次のとおり申請します。

	氏名	続柄	生年月日	連絡先
(利用保護者) 申請者				
家族構成				

※奈良市親子関係形成支援事業利用申請に当たり、必要時には児童の養育状況及び申請者の家庭状況等について、本市において関係機関への確認及び情報提供を行う場合があります。

奈良市親子関係形成支援事業の実施に当たり、奈良市において世帯の住民情報・世帯の市民税課税状況(所得の状況)・生活保護を公簿等により確認することに同意します。

申請者 氏名 _____
申請者の配偶者 氏名 _____

奈良市親子関係形成支援事業利用申請に当たり、必要時には児童の養育状況及び申請者の家庭状況等について、奈良市が関係機関への確認及び情報提供を行うことに同意します。

申請者 氏名 _____
申請者の配偶者 氏名 _____

※公簿等により確認できないときは、必要な書類の提出をお願いすることがあります。

※本人自筆の署名があれば、記名押印に代えることができます。

第2号様式(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

奈良市長

奈良市親子関係形成支援事業利用(承認・不承認)通知書

年 月 日付けで申請のあった奈良市親子関係形成支援事業の利用について、
下記のとおり 承認 不承認 したので通知します。

記

<input type="checkbox"/> 承認	
利用保護者 氏 名	
実施日等	
<input type="checkbox"/> 不承認	
理由	

第3号様式(第7条関係)

年 月 日

(宛先) 奈良市長

申請者 住所
(利用保護者)

氏名

電話

奈良市親子関係形成支援事業利用辞退届出書

年 月 日付けで承認のあった奈良市親子関係形成支援事業の利用について、辞退したいので届け出ます。

(令和6年5月14日揭示済)

奈良市告示第279号

奈良市緊急時在宅高齢者支援事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。
令和6年5月20日

奈良市長 仲川元庸

奈良市緊急時在宅高齢者支援事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市緊急時在宅高齢者支援事業実施要綱（昭和63年奈良市告示第76号）の一部を次のように改正する。

第1条中「緊急通信機器（以下「機器」）を「固定電話型緊急通報装置及び携帯電話型緊急通報装置（以下これらを「装置」）に改める。

第1条の2第1号中「機器」を「装置」に改める。

第2条中「その居宅に電話が設置されている」を「現に電話機を保有する」に改める。

第6条（見出しを含む。）中「機器」を「装置」に改め、同条に次の1項を加える。

2 貸与する装置の種類等は、市長が別に定める。

第7条第2項中「受けた者」の次に「（以下「委託事業者」という。）」を加える。

第8条（見出しを含む。）中「機器」を「装置」に改め、同条に次の1項を加える。

3 利用者は、故意又は重大な過失により装置を故障させ、又は紛失した場合は、委託事業者の実費負担額を支払わなければならない。

第10条後段を次のように改める。

この場合において、市長は、当該利用者に装置を返還させるものとする。

別表中	その他の者	第2条第1号又は第2号に該当する者	500円	を
		第2条第3号に該当する者	935円	

その他の者	第2条第1号又は第2号に該当する者	固定電話型緊急通報装置を利用する者	500円	に改める。
		携帯電話型緊急通報装置を利用する者	650円	
	第2条第3号に該当する者	固定電話型緊急通報装置を利用する者	737円	
		携帯電話型緊急通報装置を利用する者	902円	

別記第1号様式中	対象者	(フリガナ)		生年月日		を
		氏名		血液型	型	
		住所	〒奈良市	電話 (携帯電話)		

対象者	(フリガナ)		生年月日		に、
	氏名		電話 (携帯電話)		
	住所	〒奈良市	希望装置	固定型 携帯型	
	固定電話の有無	有 無			

協力員 ②	(フリガナ) 氏名				電話 (携帯電話)	
	住所	〒				
	生年月日		続柄		職業	
協力員 ③	(フリガナ) 氏名				電話 (携帯電話)	
	住所	〒				
	生年月日		続柄		職業	

を

協力員 ②	(フリガナ) 氏名				電話 (携帯電話)	
	住所	〒				
	生年月日		続柄		職業	

に改め、「協力員の変

更にあたっては、次の承諾書に記入してください)を削る。

別記第2号様式中「貸与機器」を「貸与装置」に、「機器の」を「装置の」に改める。

別記第3号様式を次のように改める。

第3号様式 (第5条関係)

承 諾 書

奈良市緊急時在宅高齢者支援事業の利用者として、この事業の運営上必要な次の事項について承諾します。

1. 固定電話型緊急通報装置の設置を希望した場合

- (1) 個人情報を含む本申請の内容及び搬送先等の状況を市、関係機関及び委託事業者に情報共有すること。
- (2) 受信センターからの通報により訪問した協力員が、必要な範囲において敷地又は住居に立ち入ること。また、協力員が安否を確認するために行つた必要かつやむを得ない行為により受けた損害については、協力員はその損害の責めを負わないこと。
- (3) 通報後に利用者及び協力員と連絡が取れない場合、救急隊員が建物等の一部を破損し、救助活動を行う場合があること。
- (4) 救助者が、やむを得ない事情により建物等の一部を破損した場合、市、関係機関及び委託事業者は、損害賠償等の責任を負わないこと。
- (5) 固定電話型緊急通報装置（ペンダントを含む。）及びその他周辺機器について、故意又は重大な過失により機器を故障させ、又は紛失した場合は、利用者がその弁償費用を負担すること。
- (6) 固定電話型緊急通報装置及びその他周辺機器を設置する際、住宅にビス穴等、壁に穴が開くこと。
- (7) NTTアナログ回線以外の電話回線使用時は停電等において電話回線が利用できないため、固定電話型緊急通報装置から通報ができないこと。
- (8) NTTアナログ回線以外の電話回線使用時に固定電話型緊急通報装置と接続することで、インターネット速度が遅くなる等の影響が発生する場合があること。
- (9) 無線タイプの電話回線を使用している場合は、固定電話型緊急通報装置を設置することができないため、携帯電話型緊急通報装置の貸与になること。

2. 携帯電話型緊急通報装置を希望した場合

- (1) 個人情報を含む、本申請の内容及び搬送先等の状況を市、関係機関及び委託事業者
に情報共有すること。
- (2) 受信センターからの通報により訪問した協力員が、必要な範囲において敷地又は住
居に立ち入ること。また、協力員が安否を確認するために行つた必要かつやむを得な
い行為により受けた損害については、協力員はその損害の責めは負わないこと。
- (3) 通報後に利用者及び協力員と連絡が取れない場合、救急隊員が建物等の一部を破損
し、救助活動を行う場合があること。
- (4) 救助者が、やむを得ない事情により建物等の一部を破損した場合、市、関係機関及
び委託事業者は損害賠償等の責任を負わないこと。
- (5) 携帯電話型緊急通報装置の使用方法（充電・受発信方法）を理解し、利用するこ
と。
- (6) 設置時に通報テストを行い、利用時は、敷地又は住居内の利用できる場所のみで利
用すること。
- (7) 通信会社の通信障害等で利用できない場合があること。

年 月 日

(宛先) 奈良市長

住 所

氏 名

別記第4号様式中「あて先」を「宛先」に、

3 緊急連絡先	フリガナ名				
	住所				
	生年月日	年 月 日 (歳)	年 月 日 (歳)		
	電話 (携帯電話)				
4 協力員	変更前	フリガナ名			
	変更後	フリガナ名	住所	〒奈良市	
			続柄	生年月日	年 月 日 (歳)
			職業	電話 (携帯電話)	
	変更前	フリガナ名			
	変更後	フリガナ名	住所	〒奈良市	
			続柄	生年月日	年 月 日 (歳)
			職業	電話 (携帯電話)	
	変更前	フリガナ名			
	変更後	フリガナ名	住所	〒奈良市	
			続柄	生年月日	年 月 日 (歳)
			職業	電話 (携帯電話)	
5 その他	資格喪失・辞退理由()				

を

3 緊急連絡先	フリガナ名				
	住所				
	生年月日	年 月 日 (歳)	年 月 日 (歳)		
	電話番号 (携帯電話)				
	続柄				
4 協力員	変更前	フリガナ名			
	変更後	フリガナ名 (男・女)	住所	〒奈良市	
			続柄	生年月日	年 月 日 (歳)
			職業	電話番号 (携帯電話)	
	変更前	フリガナ名			
	変更後	フリガナ名 (男・女)	住所	〒奈良市	
			続柄	生年月日	年 月 日 (歳)
			職業	電話番号 (携帯電話)	
	5 その他	資格喪失・辞退・装置変更理由()			

に、「奈良市及び協力員」を「市及び

協力員」に改める。

別記第5号様式中「機器撤去年月日」を「装置撤去年月日」に、「機器の」を「装置の」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前の奈良市緊急時在宅高齢者支援事業実施要綱（以下「改正前の要綱」という。）の規定に基づき改正前の要綱に規定する緊急通信機器を利用している者については、この告示に

よる改正後の奈良市緊急時在宅高齢者支援事業実施要綱の規定にかかわらず、その者の利用する緊急通信機器の同要綱に規定する事業の利用が可能な固定電話型緊急通報装置及び携帯電話型緊急通報装置への移行が完了するまでの間、なお従前の例による。

- 3 この告示の施行の際、現に改正前の要綱の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(令和 6 年 5 月 20 日 掲 示 済)

奈良市告示第 280 号

奈良市社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 5 月 21 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱(平成 14 年奈良市告示第 122 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「別表第 3」を「別表第 2」に、「設置根拠」を「設置根拠等」に改め、同条第 3 号を次のように改める。

- (3) 次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱(令和 5 年 8 月 22 日 成事第 370 号 子ども家庭庁長官通知。以下「次世代交付金交付要綱」という。) 5 に定める施設整備に関し、別表第 3 の第 1 欄に定める施設の種類ごとに、同表の第 2 欄に定める設置根拠等により同表の第 3 欄に定める設置者が設置する施設に係る事業第 3 条中「前条の」を「前条に規定する」に改め、同条ただし書中「次に掲げる費用は」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める費用は」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 国庫補助金要綱に該当する場合

- ア 土地の買収又は整地に要する費用
- イ 職員の宿舎に要する費用
- ウ その他施設整備に係る事業に要する費用として適当でないと市長が認めるもの

- (2) 次世代交付金要綱に該当する場合

- ア 土地の買収又は整地に要する費用
- イ 既存建物の買収(既存建物を買収することが建物を新築することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。)に要する費用
- ウ 職員の宿舎に要する費用
- エ 防犯対策強化に係る整備における、防犯対策強化以外を目的とした整備に要する費用
- オ その他施設整備に係る事業に要する費用として適当でないと市長が認めるもの

第 4 条第 1 項第 3 号中「別表第 3」を「別表第 2」に改め、同項第 4 号中「次世代交付金交付要綱において」を「次世代交付金交付要綱において」に改め、同条第 2 項中「別表第 2」を「別表第 4」に改める。

別表第 1 中第 6 号及び第 7 号を削り、同表中第 8 号を第 6 号とし、第 9 号から第 12 号までを 2 号ずつ繰り上げる。

別表第 2 を削り、別表第 3 を別表第 2 とし、同表の次に次の 2 表を加える。

別表第 3 (第 2 条関係)

1 施設の種類	2 設置根拠等	3 設置者	4 負担金補助金の別	5 市費補助率
(1) 障害児入所施設	児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 35 条第 4 項	社会福祉法人等	補助金	3/4
(2) 児童発達支援センター	児童福祉法第 35 条第 4 項	社会福祉法人等	補助金	3/4
(3) 児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、居宅訪	児童福祉法第 34 条の 3 第 2 項	社会福祉法人等	補助金	3/4

問型児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所及び障害児相談支援事業所				
-------------------------------------	--	--	--	--

別表第4（第4条関係）

1 区分	2 施設	3 市費補助率
地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救護施設 ・ 障害者支援施設（生活介護又は自立訓練を行うものに限る。） 	5/6

附 則

この告示は、令和6年5月21日から施行し、令和6年度の予算に係る補助金から適用する。

(令和6年5月21日揭示済)

公 平 委 員 会

奈良市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年5月13日

奈良市公平委員会

委員長 奥 田 千 昭

奈良市公平委員会規則第1号

奈良市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

奈良市管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年奈良市公平委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表市長部局の項中「総合政策部秘書広報課秘書係長」を「総合政策部秘書広報課秘書係長及び主任（奈良市行政組織規則（平成14年奈良市規則第43号）第4条に規定する秘書系の事務を担当掌理する者に限る。）」に、「行革推進係長」を「行革推進係長及び主任」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の奈良市管理職員等の範囲を定める規則の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(令和6年5月13日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局管理規程第10号

奈良市企業局契約に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年5月7日

奈良市公営企業管理者 池 田 修

奈良市企業局契約に関する規程の一部を改正する規程

奈良市企業局契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

本則中「第21条の14」を「第21条の13」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(令和6年5月7日揭示済)

奈良市企業局管理規程第 11 号

奈良市企業局公用車管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 6 年 5 月 28 日

奈良市公営企業管理者 池田 修

奈良市企業局公用車管理規程の一部を改正する規程

奈良市企業局公用車管理規程（昭和 48 年奈良市水道局管理規程第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「公用車修繕等併検査書」を「公用車修繕検査書」に改める。

別記第 1 号様式を次のように改める。

別記

第 1 号様式（第 6 条関係）

公 用 車 修 繕 検 査 書

所 属 課						年 月 日
登 録 番 号	奈良	車種・購入年月	・ 年 月	運転者		
修 繕 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		業 者 名			
修 繕 部 分	修 繕 箇 所 明 細	金 額	承 認 印	検 収 印		
備 考						

附 則

この規程は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

(令和 6 年 5 月 28 日揭示済)

奈良市企業局管理規程第 12 号

奈良市企業局職員就業規則及び奈良市企業局会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 6 年 5 月 30 日

奈良市公営企業管理者 池田 修

奈良市企業局職員就業規則及び奈良市企業局会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

(奈良市企業局職員就業規則の一部改正)

第 1 条 奈良市企業局職員就業規則（昭和 33 年奈良市水道局管理規程第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第2第19号中「7月及び8月」を「6月から10月まで」に、「3日」を「5日（定年前再任用短時間勤務職員等にあつては、その者の勤務時間を考慮し、管理者が定める時間）」に改める。

（奈良市企業局会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部改正）

第2条 奈良市企業局会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（令和2年奈良市企業局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「別表第3第9号」を「別表第3第12号」に改める。

別表第3第12号中「7月から9月まで」を「6月から10月まで」に改める。

附 則

この規程は、令和6年6月1日から施行する。

（令和6年5月30日揭示済）

議

会

奈良市議会規程第1号

奈良市議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程を次のように定める。

令和6年5月9日

奈良市議会議長 北 良 晃

奈良市議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程

（趣旨）

第1条 この規程は、奈良市議会会議規則（昭和49年奈良市議会規則第1号。以下「会議規則」という。）に規定する通知、作成、保存等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程で使用する用語は、会議規則において使用する用語の例による。

2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 電子署名 次に掲げるものをいう。

ア 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名

イ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名

ウ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名

(2) 電子証明書 議会又は議長若しくは委員長（以下「議会等」という。）に対して通知を行う者又は議会等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録（議会等の使用に係る電子計算機（会議規則第160条の2第1項に規定する電子計算機をいう。以下同じ。）において識別できるものに限る。）であつて、次に掲げるものをいう。

ア 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項の規定に基づき登記官が作成したもの

イ 電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成したもの

ウ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書

エ その他議長が定めるもの

（議会等に対する通知に係る電子情報処理組織）

第3条 会議規則第160条の2第1項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、議会等に対して通知を行う者の使用に係る電子計算機であつて議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（電子情報処理組織による議会等に対する通知）

第4条 会議規則第160条の2第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により議会等に対して通知を行う者は、議長の定めるところにより、議長の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該

通知を文書等（同項に規定する文書等をいう。第 6 条、第 11 条第 2 号及び第 12 条において同じ。）により行うときに記載すべきこととされている事項を、議会等に対して通知をする者の使用に係る電子計算機から入力して、通知を行わなければならない。

2 前項の規定により通知を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名（通知を行う者が議員以外の者である場合にあっては、当該電子署名を行つた者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。）を行わなければならない。ただし、議長の指定する方法により当該通知を行つた者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

（議会等からの通知に係る電子情報処理組織）

第 5 条 会議規則第 160 条の 2 第 2 項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、議会等が行う通知を受ける者の使用に係る電子計算機であつて議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（電子情報処理組織による議会等からの通知）

第 6 条 議会等は、会議規則第 160 条の 2 第 2 項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により通知を行うときは、当該通知を文書等により行うときに記載すべきこととされている事項を議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

（議会等からの通知を受ける旨の表示の方式）

第 7 条 会議規則第 160 条の 2 第 2 項ただし書に規定する議長が定める方式は、次に掲げるいずれかの方式とする。

(1) 第 5 条の電子情報処理組織を使用して行う識別符号の入力

(2) 電子情報処理組織を使用する方法により通知を受けることを希望する旨の議長の定めるところによる届出

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第 8 条 会議規則第 160 条の 2 第 4 項に規定する議長が定める方法は、同項の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

（配布に係る電子情報処理組織）

第 9 条 会議規則第 160 条の 2 第 4 項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、議会等が行う通知を受ける者の使用に係る電子計算機であつて議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（氏名又は名称を明らかにする措置）

第 10 条 会議規則第 160 条の 2 第 5 項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものは、電子署名（議会等に対して行われる通知（通知を行う者が議員であるものを除く。）に係るものにあつては、当該電子署名を行つた者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。）又は第 4 条第 2 項ただし書に規定する措置とする。

（通知のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合）

第 11 条 会議規則第 160 条の 2 第 6 項に規定する議長が定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると議長が認める場合

(2) 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがあると議長が認める場合

（電磁的記録による作成等）

第 12 条 議会等は、会議規則第 160 条の 3 第 1 項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を文書等により行うときに記載すべきこととされている事項を議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもつて調製する方法により作成等を行うものとする。

（準用）

第 13 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 118 条第 6 項（同法第 127 条第 3 項の規定により準用される場合を含む。）、第 123 条第 4 項及び第 137 条の規定による通知を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合については、第 5 条から第 11 条までの規定を準用する。

2 会議規則に規定する通知、作成、保存等（会議規則第 160 条の 2 及び第 160 条の 3 の規定の適用を受けるものを

除く。)を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、会議規則に特別の定めがある場合を除くほか、会議規則第 160 条の 2 及び第 160 条の 3 の規定並びにこの規程の規定の例による。

(委任)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、議会等に係る通知、作成、保存等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規程は、令和 6 年 5 月 9 日から施行する。

(令和 6 年 5 月 9 日揭示済)

奈良市議会規程第 2 号

奈良市議会委員会条例に係る情報通信技術の活用に関する規程を次のように定める。

令和 6 年 5 月 9 日

奈良市議会議長 北 良 晃

奈良市議会委員会条例に係る情報通信技術の活用に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、奈良市議会委員会条例(昭和 49 年奈良市条例第 52 号。以下「委員会条例」という。)に規定する作成等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程で使用する用語は、委員会条例において使用する用語の例による。

2 この規程において、「電子署名」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 電子署名及び認証業務に関する法律(平成 12 年法律第 102 号)第 2 条第 1 項に規定する電子署名
- (2) 政府認証基盤(行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。)の官職証明書に基づく電子署名
- (3) 地方公共団体組織認証基盤(行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。)の職責証明書に基づく電子署名

(電磁的記録による記録の作成)

第 3 条 委員長は、委員会条例第 30 条第 3 項の規定により記録を電磁的記録により作成させるときは、当該作成を文書等(会議規則第 160 条の 2 第 1 項に規定する文書等をいう。)により行うときに記載すべきこととされている事項を議長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもつて調製する方法により作成させるものとする。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

第 4 条 委員会条例第 30 条第 3 項の議長が定める措置は、電子署名とする。

(会議規則との関係)

第 5 条 委員会条例に規定する通知(委員会条例第 24 条第 1 項の規定によるものを除く。)、作成(委員会条例第 30 条第 1 項の規定によるものを除く。)及び保存を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、委員会条例に特別の定めがある場合を除くほか、会議規則第 160 条の 2 及び第 160 条の 3 の規定の例による。

(委任)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、委員会条例に規定する通知、作成及び保存を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、令和 6 年 5 月 9 日から施行する。

(令和 6 年 5 月 9 日揭示済)

奈良市議会規程第 3 号

奈良市議会の所管に係る奈良市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の施行に関する規程を次のように定める。

令和 6 年 5 月 9 日

奈良市議会議長 北 良 晃

奈良市議会の所管に係る奈良市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の施行に関する規程

- 1 奈良市議会の所管に係る奈良市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和 5 年奈良市条例第 33 号。以下「デジタル手続条例」という。）の施行に関しては、奈良市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（令和 5 年奈良市規則第 64 号。以下「デジタル手続規則」という。）の例による。
- 2 議会又は議長若しくは委員長（以下「議会等」という。）に対して行われ、又は議会等が行う通知（前項の規定を適用するものを除く。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うときは、他の条例等に特別の定めがある場合を除くほか、デジタル手続条例及びデジタル手続規則の例による。

附 則

この規程は、令和 6 年 5 月 9 日から施行する。

(令和 6 年 5 月 9 日揭示済)

奈良市議会規程第 4 号

奈良市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 6 年 5 月 30 日

奈良市議会議長 北 良 晃

奈良市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程

奈良市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和 5 年奈良市議会規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号エ中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第 5 条第 1 項第 3 号中「保有個人情報」を「議会に対する行為による保有個人情報（議会の事務局の職員が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、保有個人情報として取り扱われることが予定されているものを含む。）」に改め、同条第 2 項第 2 号中「保有個人情報」の次に「（前項第 3 号に定める事態については、同号に規定する個人情報を含む。）」を加える。

附 則

この規程は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

(令和 6 年 5 月 30 日揭示済)

災 害 対 策 本 部

奈良市災害対策本部告示第 1 号

奈良市災害対策本部規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 5 月 24 日

奈良市災害対策本部長 仲 川 元 庸

奈良市災害対策本部規程の一部を改正する告示

奈良市災害対策本部規程（平成 22 年奈良市災害対策本部告示第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 5 条・第 6 条・第 7 条関係）

部名	部長、副部長及び部長付	班名	班長及び副班長	班員
本部事務局	部長 危機管理監	本部事務局	班長 危機管理課長	危機管理課
	部長付 危機管理監付参事			
	部長 総合政策部長 部長付 総合政策部次長	総括班	班長 総合政策課長 副班長 財政課長	総合政策課 財政課

総合調整部	部長付 総合政策部 CIO 補佐官	広報班	班長 秘書広報課長	法務ガバナンス課 秘書広報課
	部長付 総務部次長	職員班	班長 人事課長	人事課
	部長付 東部振興監	地域班	班長 西部出張所長 班長 月ヶ瀬行政センター所長 班長 都祁行政センター所長 班長 東部出張所長 班長 北部出張所長	西部出張所各課 月ヶ瀬行政センター各課 都祁行政センター各課 東部出張所 北部出張所
	部長 総務部長 部長付 総務部参事 部長付 会計管理者	総務対策班	班長 資産管理課長 副班長 総務課長	資産管理課 総務課 DX推進課
総務部		会計・契約班	班長 契約課長 副班長 会計課長	契約課 会計課
		調査班	班長 市民税課長 副班長 文化財課長	市民税課 文化財課 資産税課 納税課 滞納整理課
		土木復旧第一班	班長 道路維持課長 副班長 農政課長	道路維持課 農政課 駅周辺整備事務所 公園緑地課 土木管理課 道路インフラ保全課 道路建設課 河川耕地課 下水道事業課
土木復旧部	部長 建設部長 副部長 都市整備部長 部長付 建設部次長 部長付 都市整備部次長 部長付 建設部参事 部長付 事業部次長 部長付 都市整備部参事	土木復旧第二班	班長 都市計画課長 副班長 開発指導課長	都市計画課 開発指導課 開発指導課 交通バリアフリー推進課 都市政策課 新駅まちづくり推進課 建築指導課 住宅課 建築デザイン課 農業委員会事務局
		保健救護部	部長 健康医療部長 副部長 健康医療部理事 部長付 健康医療部次長 部長付 健康医療部参事 部長付 看護専門学校長	保健救護班

	部長付 保健所長			保健予防課 救護班員
		衛生班	班長 斎苑管理課長 副班長 福祉医療課長	斎苑管理課 福祉医療課
援護部	部長 福祉部長 部長付 福祉部次長 部長付 福祉部参事	援護班	班長 福祉政策課長 副班長 障がい福祉課長	福祉政策課 障がい福祉課 保護課 長寿福祉課 国保年金課 介護福祉課
市民支 援部	部長 市民部長 副部長 子ども未来部長 副部長 子ども未来部理 事 副部長 観光経済部長 部長付 市民部次長 部長付 子ども未来部次 長 部長付 観光経済部次長 部長付 子ども未来部参 事	市民支援班	班長 地域づくり推進課長 副班長 子ども政策課長	地域づくり推進課 子ども政策課 文化振興課 スポーツ振興課 保育総務課 保育所・幼稚園課 子育て相談課 一時保護課 子ども支援課
		観光経済支援班	班長 観光戦略課長 副班長 産業政策課長	観光戦略課 産業政策課 奈良町にぎわい課
環境部	部長 環境部長 副部長 環境部理事 部長付 環境部次長 部長付 環境部参事	環境班	班長 環境政策課長 副班長 廃棄物対策課長	環境政策課 廃棄物対策課 収集課 まち美化推進課 環境清美工場 土地改良清美事務 所 クリーンセンター 建設推進課 工場整備課
消防部	部長 消防局長 部長付 消防局次長	消防班	班長 総務課長 副班長 消防課長	総務課 消防課 予防課 救急課 指令課 中央消防署 南消防署 西消防署 北消防署 東消防署
水道部	部長 経営部長 副部長 事業部長 部長付 経営部次長	総務班	班長 経営企画課長 副班長 企業総務課長	経営企画課 企業総務課 お客様センター準 備課
		給水班	班長 給排水課長	給排水課

避難所部			副班長 企業出納課長	企業出納課
		復旧班	班長 水道計画課長 副班長 水道工務課長	水道計画課 水道工務課
		水源班	班長 送配水管理センター所長	送配水管理センター
	部長 教育部長 副部長 市民部理事 部長付 教育部次長 部長付 教育部CIO補佐官 部長付 選挙管理委員会事務局長 部長付 監査委員事務局長	避難所統括班	班長 教育総務課長 副班長 地域教育課長	教育総務課 地域教育課 共生社会推進課 子ども育成課 教育DX推進課 教育施設課
		避難所支援班	(小学校担当) 班長 学校教育課長	避難所配置職員 (小学校担当) 学校教育課 教育政策課 いじめ防止生徒指導課
			(中学校担当) 副班長 教職員課長	避難所配置職員 (中学校担当) 教職員課 教育支援・相談課 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局
			(小・中学校以外担当) 副班長 中央図書館長	避難所配置職員 (小・中学校以外担当) 中央図書館 中人権文化センター 東人権文化センター 南人権文化センター 一条高等学校事務室
		炊出し・食糧班	班長 市民課長 副班長 保健給食課長	市民課 保健給食課

備考

この表に定める「保健救護部 保健救護班 救護班員」については、原則として課長以上を除く正規職員の保健師及び看護師の全員を充てることとする。

附 則

この告示は、令和6年5月24日から施行し、この告示による改正後の奈良市災害対策本部規程の規定は、同年4月1日から適用する。

(令和6年5月24日揭示済)